

2018年4月16日

職員のみなさまへ

社会福祉法人 協立いつくしみの会  
事務局長 下斗米 博

平成30年度の介護職員処遇改善加算による、処遇改善について下記の通りお知らせします。

## 1. 介護サービス

○2018年度処遇改善加算入金予定額は、  
45,202,328円 となっています。

(2017年度申請(予算)額から▲2,371,328円)

○2018年度の給与改善額は  
45,618,871円を予定しています。

内訳は、

①固定的賃金の増加(昇給・役職手当・超勤定額支給の増加)による改善	24,436,918円
②処遇改善手当による改善	12,074,000円
③一時金による改善	5,815,141円
④法定福利費の増加	892,741円
⑤登録ヘルパー賃金改善	2,400,071円

### ①について

固定的賃金の増加⇒定期昇給及び役職手当と超勤定額支給の新規支給の額を見込みます。

### ②について

正職員・パート職員の介護職員を対象に、下記の金額で支給を予定しています。

2018年度 正職員 13,500円 パート職員 8,500円

(2017年度 正職員 12,500円 パート職員 7,500円)

**※手当の金額変更は2018年6月分給与からとなります。**

(2018年4月分介護報酬の入金が6月となるため)

### ③について

正職員 年間2ヶ月分 嘱託職員 年間1.3ヶ月分⇒2017年度実績と同様の率で試算しています。

### ④について

一時金増額分に対する法定福利費

### ⑤について

時給の増加分となります。全体の稼働数から、障害サービスでの稼働部分を差し引いて算出しています。

## 2, 障害サービス

○2018年度処遇改善加算入金予定額は、

2,955,930円 となっています。

(2017年度申請(予算)額から167,673円の増加)

○2018年度の給与改善額は、

3,451,701円を予定しています。

内訳は、

①固定的賃金の増加(昇給・役職手当・超勤定額支給の増加)による改善

1,405,324円

②処遇改善手当による改善

1,944,000円

③一時金による改善

88,750円

④法定福利費の増加

13,627円

①について

正職員・パート職員の固定的賃金の30%を障害サービス分として計上しています。

②について

正職員・パート職員の処遇改善手当の30%を障害サービス分として計上しています。

登録ヘルパーの処遇改善手当は、6,000円となる見込みです。

(2017年度 5,500円)

**※手当の金額変更は2018年6月分給与からとなります。**

③について

正職員 一時金の30%を障害サービス分として計上しています。

④について

一時金増加にかかわる法定福利費の増加分を見込みます。

## 3, 平成30年度介護職員処遇改善加算届出書

平成30年度福祉・介護職員処遇改善計画書(障害福祉サービス)

①添付資料参照をご参照ください。

介護職員処遇改善にかかわるご不明な点は、お気軽に法人事務局 下斗米までお問い合わせください。

以上

## 介護職員処遇改善計画書(平成 30 年度届出用)

事業所等情報

介護保険事業所番号 0110501061

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン キョウリツイツクシミノカイ リジチョウ イシヤマ ケンジ 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治			
主たる事務所の所在地	〒004-0055 北海道 札幌市厚別区厚別中央 5 条 6 丁目 5-20				
	電話番号	011-896-1165	FAX 番号	011-894-4404	
事業所等の名称	フリガナ 名称			提供する サービス	
事業所の所在地	〒 都・道 府・県				
	電話番号			FAX 番号	
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。					

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	介護職員処遇改善加算 ( I II III IV V )			
②	介護職員処遇改善加算算定対象月	平成 30 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月			
③	平成 30 年度介護職員処遇改善加算の見込額	45,202,328 円			
④	賃金改善の見込額 (i - ii)	45,979,891 円			
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	234,434,087 円			
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	188,454,196 円			
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合					
⑤	平成 年度介護職員処遇改善加算の見込額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算定額を差し引いた額)	円			
⑥	賃金改善の見込額 (iii - iv)	円			
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額 (見込額)	円			
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額	円			
賃金改善の方法について					
⑦	賃金改善実施期間	平成 30 年 6 月 ~ 平成 31 年 5 月			
※原則各年 4 月~翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。					
⑧	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)				
	定期昇給と処遇改善手当の支給、パート・登録ヘルパー職員の時給(初任給)の見直し及び一時金の増額を行う。また、処遇改善手当として				
	介護職員一人あたり 月額 12,500 円を支給し、正職員 一人平均月額 41,184 円の給与改善を行う予定。パート職員について介護福祉士の時給を 1,050 円プラス経験加算(1年につき 5 円)に引き上げるほか、介護福祉士以外のパート職員の時給を 950 円プラス経験加算(1年につき 5 円)に引き上げ、と処遇改善手当として介護職員一人あたり、月額 7,500 円を支給する予定。パート職員の給与改善額は、一人平均月額 32,402 円となる予定。処遇改善加算を原資として、一時金の増額を行う予定となっており、夏、冬合わせて、職員一人あたり、44,871 千円となる予定。				
	登録ヘルパーの時給を 介護福祉士 1,150 円から 1,350 円に、介護福祉士以外 1,100 円から 1,250 円に引き上げて支給。				

- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。  
 ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。  
 ※ ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと。  
 ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。  
 ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。  
 ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)  
 ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)  
 ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表

(2) キャリアパス要件について

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。	
要件Ⅰ	<p>次の①から③までのすべての要件を満たす。</p> <p>① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。</p> <p>② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。</p> <p>③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。</p> <p>※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由</p>
	○ 該当 ・ 非該当
要件Ⅱ	<p>次の④及び⑤の要件を満たす。</p> <p>④ 介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標</p> <p>後継者対策を進め、キャリアアップ段位制の活用、医行為・認知症研修、ケアマネ受検対策の確立・実践等、学びあい育ちあう職場作りをすすめる。</p> <p>⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)</p> <p>ア 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること ( )</p> <p>イ 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること ( (研修受講の為休暇が必要な場合は勤務シフトを調整するとともに、資質向上に繋がるものについては、交通費、受講料の支給と業務補償を行う。 ) )</p>
	○ 該当 ・ 非該当
要件Ⅲ	<p>次の⑥及び⑦の要件を満たす。</p> <p>⑥ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> <p>⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てに○をつけること。)</p> <p>ア 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>イ 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>ウ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>
	○ 該当 ・ 非該当

※ 就業規則等（給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はこれらの書類を含む。）を添付すること。

(3) 職場環境等要件について

(※) 太枠内に記載すること。

加算（Ⅰ・Ⅱ）については平成27年4月以降の、加算（Ⅲ・Ⅳ）については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること（ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。）	
資質の向上	<p>○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</p> <p>・ 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動</p> <p>・ 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</p> <p>・ キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない介護事業者に限る）</p> <p>・ その他（ )</p>
労働環境・処遇の改善	<p>・ 新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入</p> <p>○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</p> <p>・ ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</p> <p>○ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入</p> <p>・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</p> <p>・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</p> <p>・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</p> <p>・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</p> <p>・ その他（ )</p>
その他	<p>・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</p> <p>・ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</p> <p>・ 障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</p> <p>・ 地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</p> <p>○ 非正規職員から正規職員への転換</p> <p>・ 職員の増員による業務負担の軽減</p> <p>・ その他（ )</p>

※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての介護職員に対し周知をいたうえで、提出していることを証明いたします。

平成30年 2月 26日 (法人名) 社会福祉法人 協立いつくしみの会  
(代表者名) 理事長 石山 建治 印

別紙様式2(添付書類1)

画書(事業所等一覧表)

法人名	社会福祉法人 協立いつくしみの会
-----	------------------

札幌市

介護保険事業所番号										事業所名	サービス名	介護職員処遇改善加算 見込額	給与改善の見込額
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	介護福祉施設サービス	20,662,753 円	19,588,357 円
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	特別養護老人ホームかりぶ・あつべつ	短期入所生活介護(介護予 防含む)	1,676,068 円	
0	1	7	0	5	0	0	0	3	7	デイサービスセンターかりぶ	通所介護(介護予防含む)	2,907,371 円	4,410,148 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	ショートステイメイプルハウス	短期入所生活介護(介護予 防含む)	4,656,245 円	4,693,503 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	デイサービスもみじの家	認知症対応型通所介護(介 護予防含む)	3,484,614 円	4,285,815 円
0	1	7	0	5	0	3	6	1	9	ヘルパーステーションかえで	訪問介護(介護予防含む)	5,821,338 円	5,069,489 円
0	1	7	0	5	0	7	3	5	4	デイサービスのののか	通所介護(介護予防含む)	1,279,421 円	2,504,798 円
0	1	9	0	5	0	0	6	3	7	小規模多機能ホームかりぶ	小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	4,714,518 円	5,427,781 円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
												円	円
合計										—	—	45,202,328 円	45,979,891 円

※ 計画書を届出る指定権者(都道府県又は市町村)毎に記載すること。  
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

福祉・介護職員処遇改善計画書(平成 30 年度届出用)

( 算定する加算 : 福祉・介護職員処遇改善加算 / 福祉・介護職員処遇改善特別加算 )

事業所等情報

障害福祉サービス等事業所番号	0	1	1	0	5	0	1	0	6	1
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

事業者・開設者	フリガナ 名称	シャカイフクシホウジン キョウリツイツクシミノカイ リジチョウ イシヤマ ケンジ 社会福祉法人 協立いつくしみの会 理事長 石山 建治								
主たる事務所の所在地	〒004-0055 北海道 札幌市厚別区厚別中央 5 条 6 丁目 5-20									
	電話番号	011-896-1165	FAX 番号	011-894-4404						
事業所等の名称	フリガナ 名称	ヘルパーステーションカエデ ヘルパーステーションかえで				提供するサービス	在宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護			
	〒004-0013 北海道 札幌市厚別区もみじ台西 6-1-4									
事業所の所在地	電話番号	011-899-2525	FAX 番号	011-899-6600						
※事業所等情報については、複数の事業所ごと一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。										

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	算定する加算の区分	・福祉・介護職員処遇改善加算 ( I II III IV V ) ・福祉・介護職員処遇改善特別加算								
②	福祉・介護職員処遇改善(特別)加算算定対象月	平成 30 年 4 月 ~ 平成 31 年 3 月								
③	平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算の見込額	2, 9 5 5, 9 3 0 円								
④	賃金改善の見込額(i-ii)	3, 4 5 1, 7 0 1 円								
	i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	1 0, 4 3 5, 9 3 7 円								
	ii) 初めて加算を取得する(した)月の前年度の賃金の総額	6, 9 8 4, 2 3 6 円								
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合										
⑤	平成 30 年度福祉・介護職員処遇改善加算の見込額(加算 (I) による算定額から加算 (II) による算定額を差し引いた額)	円								
⑥	賃金改善の見込額(iii-iv)	円								
	iii) 加算 (I) の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	円								
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃金の総額	円								
賃金改善の方法について										
⑦	賃金改善実施期間	平成 30 年 6 月 ~ 平成 31 年 5 月								
※原則各年 4 月~翌年 3 月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は加算の対象月数を超えてならない。										
⑧	賃金改善を行う賃金項目及び方法(賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類(基本給、手当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額について、可能な限り具体的に記載すること。)									
	正職員は定期昇給と処遇改善手当の支給によって、介護職員一人平均月額 17, 5 4 2 円の給与改善を行う予定。									
	パート職員は、時給を、介護福祉士 840 円→1050 円 介護福祉士以外 800 円→950 円 介護職員・サ責兼務 935 円→1100 円へ引上げし、あわせて、経験加算(1年につき 5 円)も時給にプラスする。また、処遇改善手当の支給により、一人平均月額 12, 8 3 0 円の給与改善を行う予定。									
	登録ヘルパーは、時給を介護福祉士 1150 円→1350 円 介護福祉士以外 1100 円→1250 円へ引き上げし、あわせて、経験加算(1年につき 5 円)も時給にプラスする。また、処遇改善手当の支給により、一人平均月額 21, 9 2 1 円の給与改善を行う予定。									

※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。

※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。

※ ④は③又は⑥は⑤を上回らなければならないこと。

※ ④ii)、⑥iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。

- 添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
- 添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
- 添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる障害福祉サービス事業所等に係る都道府県の一覧表

**(2) キャリアパス要件について**

次の内容についてあてはまるものに○をつけること。	
要件Ⅰ	<p>次の①から③までのすべての要件を満たす。</p> <p>① 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。</p> <p>② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系について定めている。</p> <p>③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、すべての福祉・介護職員に周知している。</p> <p>※ 非該当の場合、①から③までの要件を全て満たすことのできない理由</p>
	○ <b>該当</b> ・ 非該当
要件Ⅱ	<p>次の④及び⑤の要件を満たす。</p> <p>④ 福祉・介護職員との意見交換を踏まえた資質向上のための目標</p> <p>⑤ ④の実現のための具体的な取り組みの内容（該当するもの全てに○をつけること。）</p>
	○ <b>該当</b> ・ 非該当
	<p>後継者対策を進め、キャリアアップ段位制の活用、医行為・認知症研修、ケアマネ受験対策の確立・実践等、学びあい育ちあう職場作りをすすめる。</p> <p>資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>（ ）</p> <p>資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること</p> <p>（研修受講の為休暇が必要な場合は勤務シフトを調整するとともに、資質向上に繋がるものについては、交通費、受講料の支給と業務補償を行う）</p> <p>（ ）</p>
要件Ⅲ	<p>次の⑥及び⑦の要件を満たす。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。</p> <p>⑦ ⑥に該当する具体的な仕組みの内容（該当するもの全てに○をつけること。）</p>
	○ <b>該当</b> ・ 非該当
	<p>経験に応じて昇給する仕組み</p> <p>※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。</p> <p>資格等に応じて昇給する仕組み</p> <p>※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。</p> <p>一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み</p> <p>※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。</p>

※ 就業規則等（給与規程や要件Ⅰ及びⅢの適合状況を確認できる書類を就業規則と別に作成している場合はそれらの書類を含む。）を添付すること。

**(3) 職場環境等要件について**

(※) 太枠内に記載すること。

加算（Ⅰ・Ⅱ）については平成27年4月以降の、加算（Ⅲ・Ⅳ）については平成20年10月から現在までに実施した事項について必ず全てに○をつけること（ただし、記載するにあたっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。）	
資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）</li> <li>研修の受講やキャリアアップ段位制度と人事考課との連動</li> <li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li> <li>キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス事業者に限る）</li> <li>その他（ ）</li> </ul>
労働環境・処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入</li> <li>○ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実</li> <li>ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にする等を含む）による福祉・介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li> <li>○ 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li> <li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li> <li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li> <li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li> <li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li> <li>その他（ ）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li> <li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮</li> <li>○ 非正規職員から正規職員への転換</li> <li>職員の増員による業務負担の軽減</li> <li>その他（ ）</li> </ul>

※ 虚偽の記載や、福祉・介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費等の返還を求められることや障害福祉事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

本計画書については、雇用するすべての福祉・介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成 30年 2月 26日 (法人名) 社会福祉法人 協いつくしみの会

(代表者名) 理事長 石山 建治 印

福祉・介護職員処遇改善計画書(指定権者内事業所一覧表)

法人名	社会福祉法人協立いつくしみの会
-----	-----------------

都道府県(市町村)名

障害福祉サービス等事業所番号	事業所の名称	サービス名	福祉・介護職員処遇改善 (特別)加算見込額	賃金改善の見込額
0110501061	ヘルパーステーションかえで	居宅介護	2,544,330円	2,955,930円
0110501061	ヘルパーステーションかえで	重度訪問介護	372,000円	
0110501061	ヘルパーステーションかえで	同行援護	39,600円	
0110501061	ヘルパーステーションかえで	行動援護	0円	
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計	—	—	3,199,000円	3,362,241円

※ 計画書を届け出る指定権者(都道府県又は市区町村)毎に記載すること。  
 ※ A及びBは別紙様式2添付書類2の当該指定権者における金額と一致しなければならない。

ページ数 / 総ページ数
--------------